

盛岡広域振興局長告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年11月11日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1（1）路線名 盛岡和賀線
 - （2）供用開始の区間 盛岡市羽場14地割106番1地先から82番3地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成26年11月11日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成26年11月11日から同年12月11日まで
-
- 2（1）路線名 紫波雫石線
 - （2）供用開始の区間 岩手郡雫石町大字西安庭第48地割字古吉1番地先から3番14地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成26年11月11日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成26年11月11日から同年12月11日まで